

## 令和4年度 埼玉県民間事業者CO<sub>2</sub>排出削減設備導入補助金 【暑さ対策設備等導入事業】Q&A

令和4年4月8日時点

質問	回答
<b>○総論</b>	
予算規模は？	CO <sub>2</sub> 排出削減設備導入補助金全体で約2億円です。事業は全部で3つ（CO <sub>2</sub> 排出削減設備導入事業、スマート省エネ技術導入事業、暑さ対策設備導入事業）です。
<b>○申請について</b>	
交付申請書（様式第1号）の作成時の注意点はなにか？	申請事業者名、住所、代表者氏名、役職が登記事項証明書どおりとなっているか。（申請者住所は、本社の住所を記載してください。） なお、押印は不要となっています。
国等の補助金との併用は可能か？	<b>併用は不可</b> です。県および県以外が実施する他の一切の補助金又は助成金を受給してはいけません。 なお、本補助金の各事業（CO <sub>2</sub> 排出削減設備導入補助事業、スマート省エネ技術導入事業）を有効的に組み合わせて申請することは可能です。
自社従業員による施工は申請可能か？	専門業者でない者が行う、いわゆるDIYについては補助対象外となります。申請者が専門業者であり、その従業員が施工する自社施工の場合は対象となりますが、利益等を排除した額を補助対象としてください（利益等排除した補助対象経費は製造原価以内とするという意味です）。また、外部からの仕入れ等の根拠（請求書等）を申請時に添付してください。提示できない費目は補助対象外とします。 費用が発生している経費に対して、補助金が支払われます。自社で工事を行う場合は、工事費が対象外となる可能性があります。見積書の内容を確認し審査します。
同じ事業所内で、2つの設備の更新事業を検討しているが、2申請に分けて、同時に提出してよいか？	同一年度に同一事業所内で、2申請に分けての応募はできません。 1つの申請として提出するか、翌年度以降に分けて申請してください。

質問	回答
2つの事業所で整備する場合、それぞれ申請を行うのか？	<p>例えば、所在地の異なるA工場で遮熱塗装、B工場ペアガラスの整備を行う場合、「同一法人であること」「A工場、B工場ともに県内に所在すること」のいずれの要件も満たす場合は、補助対象となります。</p> <p><b>その場合は、工場ごとでそれぞれ申請して下さい。</b></p> <p>ただし、補助上限額は、A工場とB工場合わせて300万円となります。</p>
<b>○補助対象者について</b>	
中小企業しか申請できないのか？	会社の場合は中小企業のみとなります。
医療法人、学校法人、社会福祉法人等は申請可能か？	申請可能です。
大企業の定義は？	この補助金では中小企業の範囲を超えた規模の会社とします。中小企業とは埼玉県中小企業振興基本条例第2条の規定によります。
みなし大企業は申請できないのか？ みなし大企業の定義は？	<p>申請可能です。ただし、審査の段階で優先度が低くなります。</p> <p>みなし大企業：次のいずれかに該当する中小企業</p> <p>ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外をいう。）が所有していること</p> <p>イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有していること</p> <p>ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること</p>
数年前に分社化されて、工場の敷地、建物及び設備は親会社が所有し、実際の事業所運営は子会社で運営している。設備整備の施工業者との契約は親会社名義で行うことになるが、その場合は申請書の提出は親会社、子会社のどちらの名義で提出すべきか？	<p>申請書は設備の所有者での申請を想定しております。いずれにしても親会社、子会社の関係（出資関係など）や設備の使用権限を証明する書類を提出していただき確認します。</p> <p>疑義が生じるような場合は、事前にご相談ください。</p>
<b>○補助対象事業所について</b>	
法人として県内で事業を開始してから1年以上経過しているが、 <b>補助事業を行う事業所の運営開始から1年間経過していないが、応募申請は可能か？</b>	補助対象事業所は申請時点で稼働期間が1年以上の県内に所在する事業所です。そのため、事業所の運営開始から1年間経過していない場合は、 <b>その事業所での応募はできません。</b>
<b>本社は埼玉県外にあるが、整備箇所は埼玉県内の事業所である。補助対象にならないか？</b>	補助対象事業の実施場所が埼玉県内の事業所であれば、補助対象となります。
CO <sub>2</sub> 排出削減設備導入補助事業と同時申請し優先事項の対象となるのはどういった事業か？	同一事業所内で、暑さ対策の整備を行う区画内（同じフロアなど）の空調設備更新する場合となります。

質問	回答
	<p>空調設備と暑さ対策の整備箇所が違う場合や同一区内であっても相乗効果を見込めないと県が判断する場合などは優先対象とはなりません。</p>
<p>アパートやマンションは対象か？</p>	<p>アパートやマンションなど、専ら居住を目的とした事業所は対象外です。また、住居兼事業所においても、専ら居住を目的とした事業所の場合は対象外となります。</p>
<p>事業所の空調について、固定の埋め込み型のものはないが、扇風機やスポットクーラーがあれば対象となるか？</p>	<p>固定の空調設備がない事業所は対象外です。扇風機や換気扇、スポットクーラーなどの移動が簡単にできる設備は認められません。</p>
<p><b>○補助対象事業について</b></p>	
<p>補助対象事業はどのようなものか？</p>	<p>既存建築物の建物本体や窓やサッシ、ガラスに遮熱や断熱対策を行うものが対象となります。 <b>(建物の外皮部分のみが対象)</b></p>
<p>補助対象<u>外</u>事業例は？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋根や壁の内側への断熱材敷き詰め</li> <li>・庇（ひさし）やブラインド</li> <li>・屋上等の緑化や太陽光発電設備の設置</li> <li>・ロールスクリーン（内側、外側両方）</li> <li>・天井へのファン設置事業</li> </ul>
<p>複数の遮熱塗料を混ぜ合わせたものを塗装する場合も対象となるか？</p>	<p>対象外です。（遮熱性能が確認できないため）</p>
<p>室内温度の上昇を低減させるため、ボイラ等の熱源設備から発生する熱を閉じ込める対策は対象となるか？</p>	<p>既存建築物において、太陽光からの暑さへの対策として遮熱や断熱対策を行うものが対象となるため、この場合は対象外です。<b>(建物内部の対策は対象外)</b></p>
<p>リースでの設備導入は対象となるか？</p>	<p>リース事業の場合、事業所設置事業者とリース事業者の共同事業として、連名（共同事業者）による応募、申請の場合は対象とします。</p>
<p>リース事業による対策と、自社調達による対策をあわせて申請することは可能か？</p>	<p>全てリースによる対策とするか、全て自社調達による対策にするか、どちらかにしてください。</p>
<p>すでに着工している事業も対象となるか？</p>	<p>対象となりません。</p>
<p>老朽化した既存設備を更新したい。補助対象になるか？</p>	<p>本補助事業の対象設備は、現在の設備と導入設備との比較により、現在のCO<sub>2</sub>排出量より削減される設備を対象とします。ただし、過剰なもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの、中古設備の導入、居住用途への導入などは補助対象経費となりませんのでご注意ください。</p>
<p>現在壊れているものについては対象となるか？</p>	<p>ガラス等の整備事業で現在サッシに不具合があるものなどは対象となりません。また、遮熱塗装などを施工する際に合わせて屋根等の修繕や防水工事等をする場合は、その工事費は対象外となります。</p>
<p>太陽光発電設備を設置し、遮熱対策を行うことは可能か</p>	<p>太陽光発電設備を屋根等に設置することによる対策は、本補助金の対象となりません。</p>

質問	回答
	<p>なお、対象設備は、遮熱や断熱の効果がJISなど第三者によって証明されているものが対象となります。</p> <p>太陽光発電設備はCO<sub>2</sub>排出削減設備導入事業の申請が可能ですので、そちらを申請してください。</p>
<p>屋上緑化や壁面緑化による暑さ対策は補助対象か？</p>	<p>屋上緑化等は対象外となります。</p>
<p>事業場・工場・工場に属する自動車（営業車など事業場・工場の外を走るもの）の窓対策や塗装をする場合は対象か？</p>	<p>車両は補助対象となりません。</p>
<p>設置工事に必要な足場費や安全対策費等は補助対象経費になるか？</p>	<p>法令（労働安全衛生規則等）により、工事の際に設置が義務付けられている経費（仮設足場や安全対策費等）は、補助対象となります。</p>
<p>既設設備の撤去費は補助対象経費に含まれるか？</p>	<p>含まれません。</p>
<p>日射熱反射率のみ取得した塗装は補助対象となるか？</p>	<p>JIS規格、環境省技能実証実験、建築研究所もしくは一般社団法人建材試験センターのいずれかにおいて、日射熱反射率の数値基準を有しているものは対象となります。ただし、計画書等に数値入力する際は日射熱吸収率を入力して下さい。（下記式にて算出）</p> <p>日射熱取得率(又は日射熱吸収率) = 1 - 日射熱反射率</p>
<p>設備等の数値基準について、県が認める4機関（JIS規格、環境省技能実証実験、建築研究所もしくは一般社団法人建材試験センター）以外のものは認められないのか。</p>	<p>メーカー独自の試験結果などは認められません。</p>
<p>工場の天井にファンを設置し、空気を還流する場合、補助対象となるか？</p>	<p>対象とはなりません。</p>
<p><b>○必要書類について</b></p>	
<p>「省エネ診断の申込書」 3年以上前に受診しているが、再度受診する必要があるか？</p>	<p>3年以上前の診断の場合は、再度受診いただく必要があります(年間エネルギー使用量100kL以上の事業所)ので、申込みをしてください。</p>
<p>「登記事項証明書(法人)」</p>	<p>履歴事項全部証明という種別で取得してください。現在事項証明ではありませんので、ご注意ください。</p>
<p>「営業届出済証明書(個人)」</p>	<p>市町村で取得します。市町村へ届出をしていない場合は取得できないため、税務署へ提出した「開業届の控え」を提出してください。なお、開業届の控えには税務署の受領印(収受印)が押捺されている必要があります。</p>
<p>(法人・個人)県民税、事業税の滞納額がないことの証明書</p>	<p>県内にある県税事務所で「滞納がないことの証明」を取得してください。</p>

質問	回答
	ただし、 <u>個人県民税は市区町村での発行になります。</u> お問い合わせは各市区町村へお願いいたします。
発行後3か月以内とは、いつから3か月以内か？	県において申請書を受理した日より3か月以内の証明書が必要です。
省エネルギー診断結果の写しは過去3年以内のものか？	3年以内のものに限ります。
「所有者からの承諾書」には何が記載されていれば良いか？	賃貸物件に暑さ対策事業を施工し、事業完了後10年間（法定耐用年数が10年未満のものにあってはその耐用年数の期間中）使用することに対して承諾を得てください。
<b>○その他</b>	
法定耐用年数はどのようにして調べられるか？	財務省令の別表「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご参照ください。また、顧問税理士等にご確認ください。
補助金の交付決定は先着順か？	先着順ではありません。募集期間内に応募のあった申請について、審査・選定の上、交付決定します。
代理申請、代行申請はできますか？	代理申請、代行申請はできません。
交付決定後の工事費や整備内容が変更になることは認められるか？また、交付決定後に補助対象経費が変わってもよいのか？	あらかじめ県の承認が必要ですので、変更が発生すると分かった場合には必ず県に相談ください。 補助対象経費が変わることは構いませんが、増えた場合でも補助金の上限額は交付決定額となるため、その点ご注意ください。
交付決定後に補助事業の廃止をした場合、ペナルティはあるか？	交付決定後に補助事業の全部若しくは一部を廃止する場合は、県へその旨の申請をし、承認を受けなければなりません。 その後、県が交付決定を取り消します。補助金受領前の交付決定の取り消しによる罰則等は原則ありませんが、本事業への参加に当たっては、事業内容や手続の流れ等を熟知した上で、廃止等にならないよう、よくご検討された上での申請をお願いします。
業者への支払いはいつまでにすればいいのでしょうか？	実績報告書提出期限（募集要領に記載）までに全ての支払を完了していただく必要があります。
補助対象となる設備整備工事は年度内に完了しなければならないとあるが、設備施工業者への支払いは完了していなければならないか？	そして、実績報告書にこの支払いを確認する領収書の写しを添付していただきます。
補助金は、いつ受け取ることができるか？	実績報告書を提出いただき、その後県が補助金額の確定をします。 確定通知と同時にお送りする請求書を県が受理した後、おおむね2週間以内に指定口座へ支払われます。

質問	回答
概算払による請求は可能か？	原則、精算払いとしています。ただし、施工業者との契約において完了前に施工業者への支払い（資金需要）が発生する場合、資金計画上、困難な場合などはご相談ください。
補助金受給に関して制約があるか？	補助要綱第22条に「他の経理と明確に区分」と定めておりますので、通常の事業活動に伴う経理とは別の会計処理（口座を分けるなど）をしてください。 補助金が運転資金に回されているような事実が発覚した場合には補助金を取り消す可能性があります。
選定にあたっての優先方法は？	審査・選定については募集要領に記載がありますのでご確認ください。ただし、審査内容や審査の経過、選定委員会等に関するお問い合わせには応じかねますので、ご了承ください。